

# 危機管理マニュアル

## 1 生活安全

- (1) 不審者侵入時の緊急対応
- (2) 登下校時の不審者対応
- (3) 急病、事故による怪我(頭頸部外傷)等の対応
- (4) 熱中症対応
- (5) 食物アレルギーへの対応
- (6) 感染症等の発生時の対応

## 2 交通安全

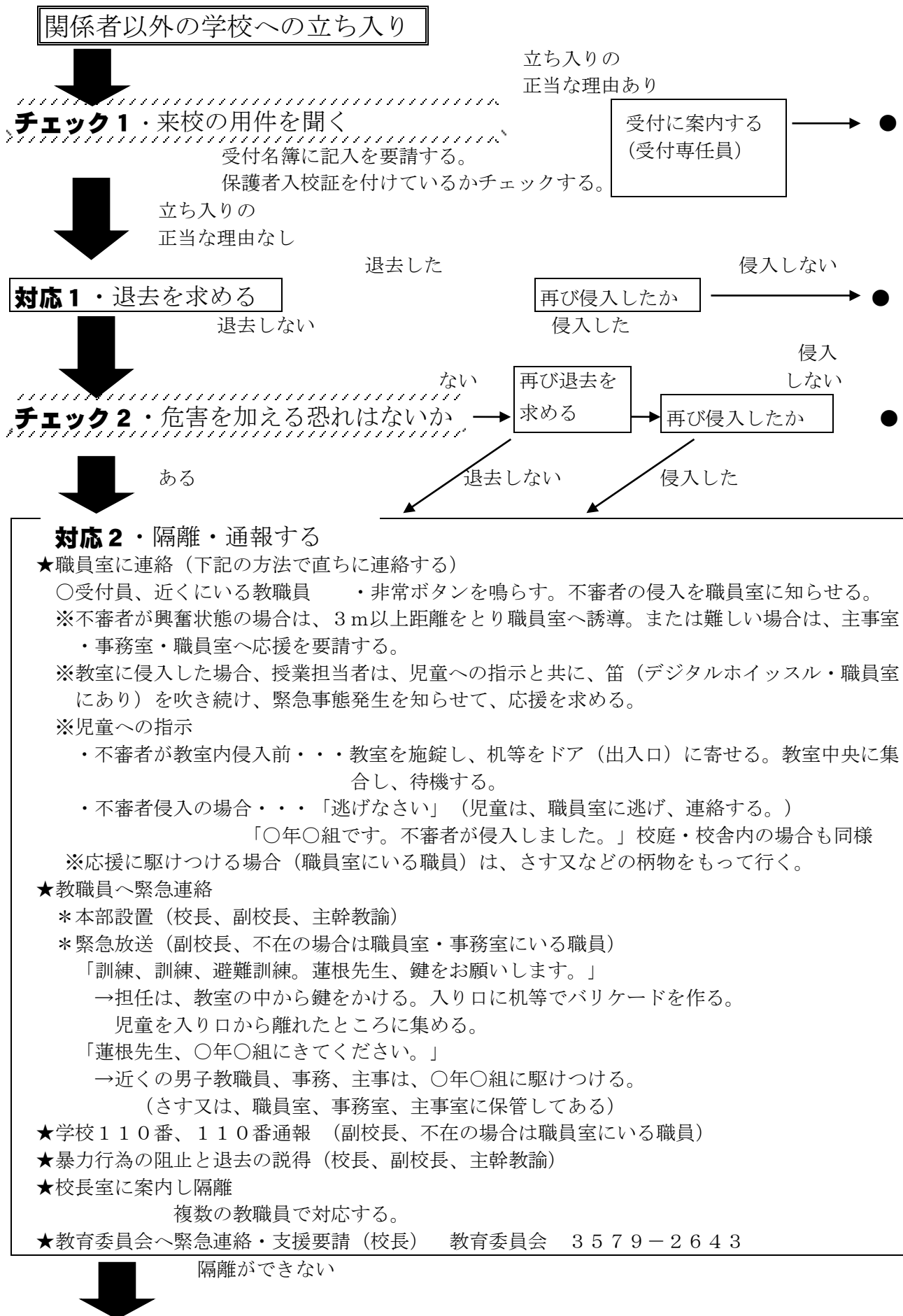
- (1) 学校管理下における交通事故対応
- (2) 学校管理下以外における交通事故対応

## 3 災害対応

- (1) 地震時の対応
- (2) 火災発生時の対応
- (3) 風水害の対応

# 1 生活安全

## (1) 不審者侵入時の緊急対応



### 対応3・児童の安全を守る

(不審者と対峙している状態)

★防御(暴力の阻止と被害拡大の防止) ★移動阻止

- (1) 対応を求める (2) 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止する。  
→警察などの専門家の指導を受ける。

★児童の掌握 ★全校への周知 放送「臨時集会を開きます。教室で待ちなさい。」

- (1) 全校に緊急連絡する。 (2) 授業中は、授業担当者が掌握し、安全を守る。  
(3) 授業以外の場合は、あらかじめ4月に分担した者が担当場所で掌握し、安全を守る。  
(各教室・校庭・ピロティ・廊下:1階、2階、3階・西校舎2階・東校舎1階・2階・3階)

★避難誘導 放送「臨時集会を開きます。〇〇に集合しなさい。」

- (1) 不審者と児童を引き離し、安全な場所に避難させ保護する。  
(2) 避難の指示があればそれに従う。緊急時は指示がなくても児童が避難できるようにする  
(6月の不審者対応避難訓練の実施計画案参照)

★教職員の役割分担と連携

全体指揮・外部との対応	校長、副校長
保護者(PTA)等への連絡 緊急メール・文書	副校長、教務主任
避難誘導、安全確保	学年主任、学級担任、授業担当者
不審者への対応	発見者、生活指導主任等
応急手当、医療機関等	養護教諭、保健主任等
電話対応、記録	専科、事務職員、用務主事等
安否確認	全体掌握・副校長、教務主任 学年・学級・学年主任、学級担任 校内外巡視・専科、用務主事等

\*授業中では、教務主任、生活指導主任が学級担任の場合、学年、あるいは近くの教員が、その学級を把握する。  
\*出張等で、係が不在の時は、本部で役割を決めて、機能するようにする。

\*状況に応じてチェック3，対応4を平行して実施する。

★周辺の店や子ども110番の家等との連携

★警察による保護・逮捕



### チェック3・負傷者がいるか



いる

### 対応4・応急手当をする

- ★救急隊の到着まで応急手当(養護)  
★速やかな119番通報(副校長)

いない

### 対応5・事後の対応や措置をする

- ★情報の整理と提供(副校長)  
★保護者等への説明(校長)  
★心のケア(養護教諭、担任)  
★教育再開準備(全教職員)  
★再発防止対策実施(全教職員)  
★教育委員会への報告(校長)  
★報告書の作成(副校長)  
★災害共済給付請求(養護)

事件・事故対策本部発動  
※状況により、対応2以降速やかに発動し、組織的に対応する。

# 1 生活安全

## (2) 登下校時の不審者対応

不審者情報・事件の学校への第一報

※状況によって、警察、教育委員会への連絡及び地域との連携を図った防犯強化

チェック1・緊急対応が必要か

必要ない

必要

### 対応1・情報の収集と連絡

- ★未通報の場合は110番通報 (副校長)
- ★現場へ急行し、情報の収集と整理 (生活指導主任、安全担当)
- ★近くのボランティア等への支援要請 (生活指導主任、安全担当)
- ★教育委員会への第一報と支援要請 (校長)  
板橋区教育委員会指導室3579-2643
- 【負傷者がいる場合】
- ★未通報の場合は、119番通報 (副校長・教務主任)
- ★負傷者の保護者への連絡 (担任)
- ★保護者への連絡・緊急メール (副校長)

いる

チェック2・不審者が確保されているか

いない

### 対応2・安全確保と連絡

- ★全教職員へ経緯と今後の対応について周知 (校長、副校長)
- ★安全確保までの子どもの保護 (担任)
- ★通学路等における子どもの把握、対応 (各学年・専科地区班担当)
- ★保護者への引き渡し、又は、集団下校の通知 (副校長)  
(緊急一斉メール) 未登録の場合は直接連絡
- ★保護者、地域住民、ボランティア、警察、教育委員会への支援要請 (副校長、生活指導主任)  
(副校長)
- ★近隣校へC4THやファックスで連絡  
(蓮二小3969-8359、舟渡小3967-8917、新河岸小3934-1766、  
志五小3934-1447、志六小3969-8035、高六小3937-2681、  
志村坂下小3934-1791)  
\*必要に応じて、教職員による緊急防犯パトロール

### 対応3・登下校時の安全対策の強化

- ★情報の整理と提供 (副校長、生活指導主任)
- ★保護者への説明 (お知らせの作成、配布) (副校長)
- ★心のケア (養護、スクールカウンセラー)
- ★再発防止対策実施 (全教職員)
- ★災害共済給付請求 (養護)

# 1 生活安全

## (3) 急病・事故による怪我（頭頸部外傷）等の発生時の対応

### ①未然防止に向けた取組

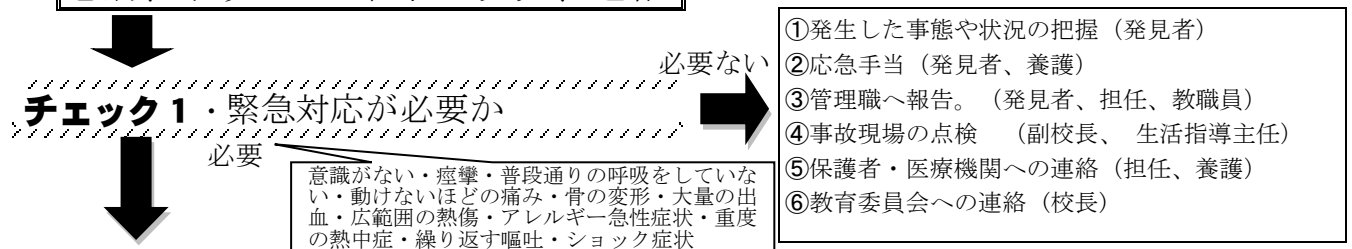
- ・安全面を考慮し、発達段階に応じた指導計画と適切な指導の実施。
- ・施設設備の定期的な点検。（校舎内・校舎外等担当を割り振り全教職員で点検にあたる。）
- ・安全指導の充実。

※chromebook 全学年のクラスルームに「学校のきまり」「**蓮根スタンダード**」を定期的に見ることができるようにし、きまりを守って行動することが事故の防止につながることを理解させる。

※怪我の防止に向けた日常的な指導を継続させることによって、自身の大切な命を守るための正しい行動をとることが周囲にいる人たちの安全を守ることもつながることを理解させる。

### ②事故発生時・発生事後・再発防止に向けての取組

急病、事故による怪我の発見、通報



#### 対応1・情報の収集と連絡

- ①負傷の部位、程度や周囲の状況（安全確認）等を把握と応急処置。（発見者、近くにいる教職員、養護）  
※心肺蘇生が必要な場合は現場で直ちに行う。AEDの準備の呼びかけ（大声で応援を要請する。）
- ②近くにいる児童または教職員等へ連絡、他の教職員への周知、応援を要請。（副校長、生活指導主任）  
※必要に応じて、警察等の現場検証に備えて、現場の保存を行う。
- ③状況を校長（副校長）へ報告。管理職不在の場合は、主幹教諭（生活指導主任）へ報告。
- ④直ちに志村消防署（5398-0119）、志村警察署（3966-0110）へ通報。
- ⑤負傷者の保護者に状況と搬送先の病院等を連絡。（担任）
- ⑥教育委員会への第一報。（校長）

チェック2・現場の安全が確保されているか。

いない

#### 対応2・安全確保と連絡

- ①全教職員へ経緯と今後の対応について周知。（副校長、生活指導主任）  
※児童のプライバシーに配慮する。
- ②事故現場の安全確保。（現場の保存、付近への立入禁止等の措置。）（副校長）  
※周囲に他の児童がいる場合は、現場から離れるなど安全確保を指示する。
- ③周囲にいた児童から事故に至った経緯の情報収集。（発見者、教職員、生活指導主任）  
※児童の動揺を鎮めながら事情を可能な限り情報収集する。
- ④全校集会や学年集会等を実施。（校長、全担任、スクールカウンセラー）  
※事故の事実や学校としての対応や心のケアに努める。
- ⑤被害者を訪問（校長、担任、スクールカウンセラー）  
※容体や状況、処置の状況、回復の見通しを把握し、心のケアに努める。

#### 対応3・安全対策の強化

- ★情報を整理し、今後の対応や対策を協議。（生活指導委員会）
- ★緊急保護者会を開催し、保護者へ説明（校長）
- ※児童のプライバシーに配慮する。
- ★再発防止の為の指導を実施。（全教職員）
- ★事故報告書の作成と教育委員会への報告。（校長）
- ★災害共済給付請求（養護）

※ 学校医及び近隣の病院

内科校医	岩田光正先生	TEL 3965-5070	木下整形形成外科	TEL 5970-1222
眼科校医	澤田英子先生	TEL 3558-9667	高島平中央病院	TEL 3936-7451

# 1 生活安全

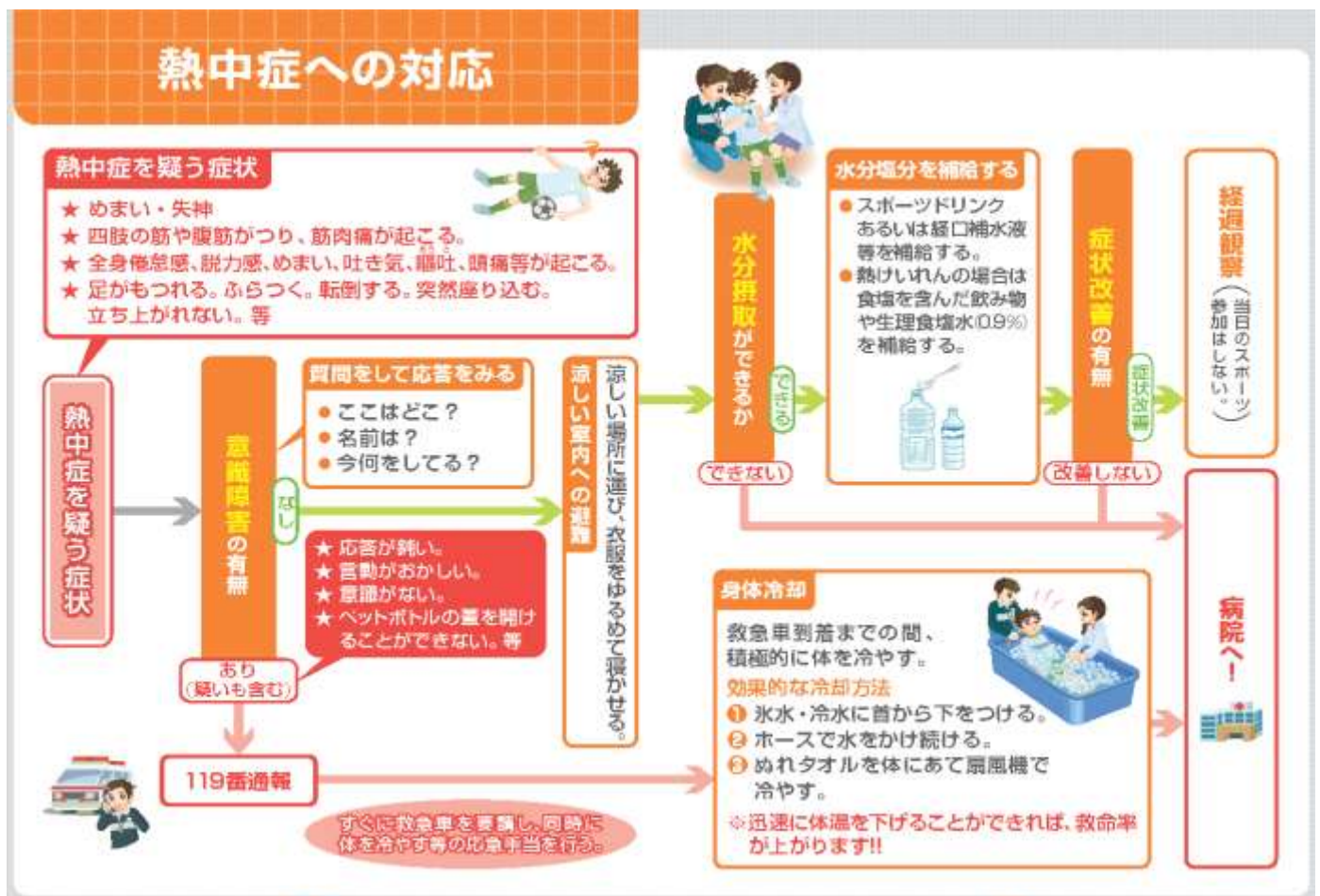
## (4) 熱中症対応

### ①未然防止に向けた取組

- ・気温及び WBGT の指数を職員室前方黒板に掲示し、全教職員で確認する。
- ・注意～嚴重注意レベルの場合は、休み時間の始まりに看護当番または管理職、養護教諭が校内放送で熱中症予防について伝える。
- ・休み時間の間、看護当番は熱中症計で随時確認し、WBGT が限界値まであがるようであれば、直ちに校庭使用を禁止する等、校内放送にて注意喚起をする。
- ・熱中症予防として日常的に指導を行う。  
(10分に1度は水分をとる、顔や手足を水でぬらす、帽子をかぶる、風通しがよいところや日陰のあるところ、室温の低い屋内で休憩をとる等)

### ②事故発生時・発生事後・再発防止に向けての取組

事故発生時または疑いのある時には「スポーツ事故ハンドブック」(独立行政法人日本スポーツ振興センター発行)、(3)急病・事故による怪我(頭頸部外傷)等の発生時・発生事後・再発防止に向けての取組のマニュアルをもとに対応を進める。



# 1 生活安全

## (5) 食物アレルギーへの対応

### ①未然防止に向けた取組

- ・ 学校生活指導管理表の作成
- ・ 学期ごとに食物アレルギーをもつ全児童を全教職員で確認し情報を共有
- ・ 安全性を最優先した献立の検討と作成
- ・ 給食時間中の具体的対応 校内給食部より「給食アレルギー対応について」を参照する。

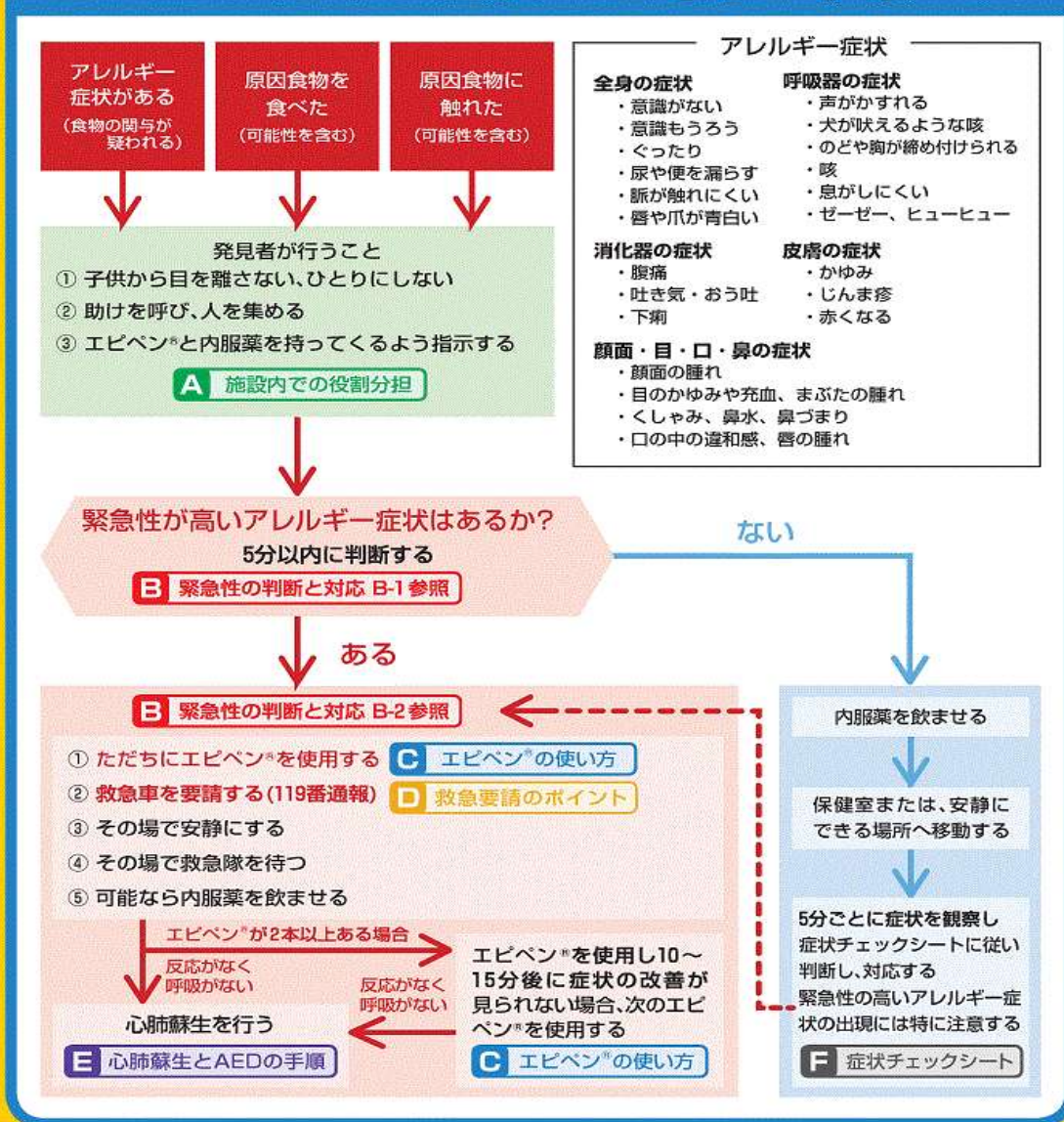
### ②事故発生時・発生事後・再発防止に向けての取組

事故発生時または疑いのある時には「食物アレルギー緊急対応時マニュアル」（東京都福祉保健局発行）、

(3)急病・事故による怪我(頭頸部外傷)等の発生時・発生事後・再発防止に向けての取組のマニュアルをもとに対応を進める。

## 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

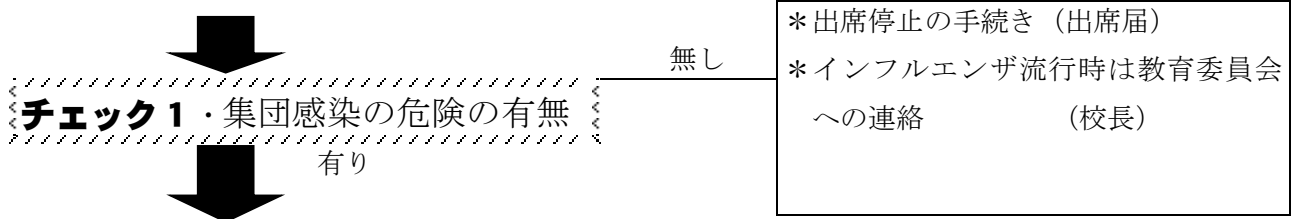
### アレルギー症状への対応の手順



2018年 3月版

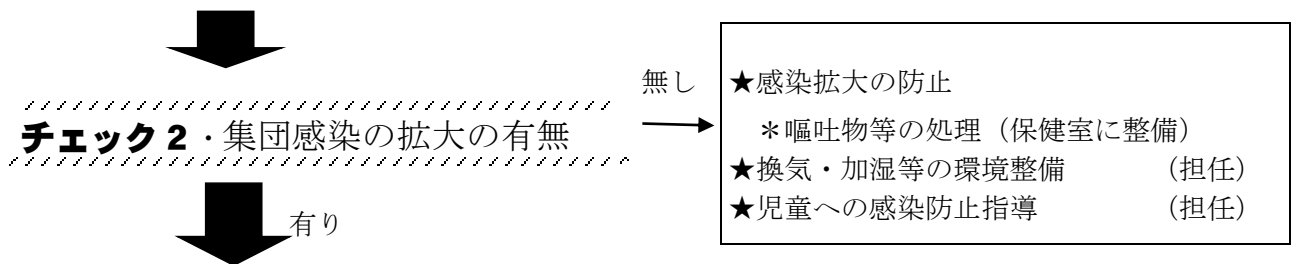
## (6) 感染症等の発生時の対応

日々欠席状況調査より



### 対応1・情報の収集と連絡

- ★欠席状況の確認。病名・症状・クラス内での席位置など。（担任）
- ★出席児童の健康観察 症状の有無・検温・予防接種の有無など。（担任）
- ★状況を校長（副校長）へ報告。
- ★内科校医（3965-5070）へ連絡・相談。
- ★教育委員会（3579-2643）への第一報。



### 対応2・感染の拡大防止

◎臨時休業の場合

管理職

- ★区への連絡報告
- ★地域保健センターとの対応
- ★保護者への通知（副校長）

◎全教職員への経緯と今後の対応対策について周知

担任

- ★出席児童の健康観察と指導
- 手洗い、うがい
- 外出を控える
- ★欠席児童の保護者への連絡

養護教諭

- ★管理職へ欠席状況他の情報提供
- ★校医との連絡  
3965-5070

### 資料・感染症の種類

- 第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群
- 第2種 インフルエンザ、新型コロナウイルス、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核
- 第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、ウイルス性肝炎、伝染性膿痂疹など

## 2 交通安全

### ①未然防止に向けた取組～日常指導～

#### ○交通ルールを守る。

・正しい自転車の乗り方やマナー・横断歩道を渡る際は信号や左右を確認してわたること

・急な飛び出しはしないこと・公道でキックボード・Jボード等は使用しないこと

※年に1回全学年で交通安全教室を実施し、交通ルールを遵守する意識を高める。

※通学路を定期的に点検し、事故が起こりそうな場所や危険箇所がないかを保護者と一緒に確認する。

※交通安全の日常的な指導を継続させることによって、自身の大切な命を守るための正しい行動をとることが周囲にいる人たちの安全を守ることにもつながることを理解させる。

### ②事故発生時・発生事後・再発防止に向けての取組

#### (1) 学校管理下における交通事故対応について

登下校や校外学習等での交通事故発生時には、(3)急病・事故による怪我(頭頸部外傷)等の発生時・発生事後・再発防止に向けての取組のマニュアルに沿って対応にあたる。

#### (2) 学校管理下以外における交通事故対応

下校後での交通事故発生時には、学校危機管理マニュアル 原則として、(3)急病・事故による怪我(頭頸部外傷)等の発生時・発生事後・再発防止に向けての取組のマニュアルに沿って対応にあたる。ただし、現場ですらに対応している人がいる場合は、その対応者がどのように対応してくれていたかを確認し、学校・保護者・警察(救急)と連携を図る。

※学校管理下以外で交通事故にあたるため、災害共済給付請求は行わない。

### 3 災害対応 (1) 地震時の対応

緊急地震速報発令



#### 対応1・第一次避難 職緊急地震速報を聞いたら、避難姿勢をとる

##### ★児童の避難

室内にいた場合	机等の下に入って、机の脚をつかむ。
廊下や階段付近にいた場合	近くの部屋に入り、机等の下に入る。
体育館・マルチルームにいた場合	窓から離れて、中央に集まり身を低くする。
校庭にいた場合	校庭の中央に集まり身を低くする。
校外での活動している場合	その場で身を低くし、揺れが収まったら安全な場所に避難する。
交通機関や施設内にいた場合	施設職員からの指示に従う。

- ★放送機器使用不可の場合・伝令による指示（1階：事務 2～4階：主事・専科教員）  
・校庭から拡声器で指示（副校長・校庭にいる職員）

#### 対応2・第二次避難 二次避難場所（校庭）

- ★本部の設営 本部旗・拡声器等の準備 緊急連絡簿の持ち出し(安全確保後)  
(副校長・職員室にいる職員)

- ★教師の指示 安全の確保、児童に動揺を与えない発言

- ★避難にあたっての確認 ・防災頭巾着用（可能な範囲） ・冬は防寒対策  
・窓・カーテン・ドアを開け、避難路を確保する。  
・担任はヘルメットの着用、出席簿を携行をする。

- ★校舎外では、早足で行動し、安全な避難場所に組別に整列。

- ★児童の安否確認（不明者、負傷者の有無・程度、健康状況）を確認し、副校長に連絡。  
「欠席 名、現在 名 異常ありません。」

※異常がある場合は状況報告。



#### チェック1・所在不明者 負傷者

有り

#### 対応3・所在不明者・負傷者

- ★所在不明の児童がいる場合は、校長（副校長）の指示のもと、状況に応じて複数で搜索する。  
(専科、事務、用務主事)  
★負傷者がいる場合は、応急手当を行う。（養護）



#### 対応4・震度5弱以上の地震発生時の対応（原則として保護者への引き渡しとする。）

- ★保護者への連絡：緊急一斉メール・ホームページ（副校長・情報担当）  
★引き渡しの際、教室に荷物を取りに戻らない。靴は上履きのまま。  
★引き渡しの際、出席簿等の名簿に記録する。（担任）  
★火災の状況によっては、第三次避難場所（城北公園）に避難する。



教育委員会への連絡 3579-2643（校長）



## 対応5・避難所開設

- ★避難所長、避難所隊・避難所班到着
- ★避難施設対策本部開設
  - ・避難所名簿作成（五十音別、住所別、避難部屋別、）
  - ・建築物被害状況確認
  - ・各対策部設置（責任者決定）
  - ・各対策部スタッフ編成
  - ・電気、水道、ガス確保状況確認
  - ・町会対策本部との連絡
  - ・避難者受付業務開始
  - ・宿泊準備
  - ・二次災害避難体制確認 保護者への連絡：緊急メール・ホームページ（副校長・情報担当）
  - ・毛布配布
- ★宿泊準備
  - ・二次災害避難体制確認
  - ・その他（生活必需品）
- ★避難施設対策本部会議（避難所長、副避難所長、各町会代表、校長）
- ★避難施設班長会議 ・各種連絡・約束取り決め ・注意確認

### 3 災害対応

## (2) 火災発生時の対応

火災の発生 (火災の発見・火災報知器作動)

**対応1・第一次避難** 職員室からの放送または伝令による指示を聞き、避難態勢をとる

★職員室からの放送。(副校長・不在の場合は職員室にいる職員)

「訓練、訓練、避難訓練です。火災です。 ○○ から火災が発生しました。煙も出て危険な状態です。おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」の約束を守り、ハンカチで口を押さえながら、全員校庭に避難します。(なお△△階段は使えません。)避難開始。

★放送機器使用不可の場合・伝令による指示 (1階：事務 2～4階：主事)

・校庭から拡声器で指示 (副校長・校庭にいる職員)

**対応2・第二次避難** (二次避難場所 校庭)

★本部の設営 本部旗・拡声器等の準備 緊急連絡簿の持ち出し(安全確保後)

★教師の指示 安全の確保、児童に動揺を与えない発言。

「ハンカチで口を押さえなさい。」「煙を吸うと危険なので絶対にしゃべりません。」「教室は大丈夫だ、心配しないで落ち着いて。」等。

★避難にあたっての確認 ・防災頭巾着用(可能な範囲) ・冬は防寒対策

・窓やドアを閉め、カーテンを開ける。

・担任はヘルメットの着用、出席簿を携行。

★児童の避難

授業中	クラスごとに担任または担当教員が誘導
休み時間中	・校庭の場合はそのままクラスごとに集合
登下校時	・校舎内の場合は、各階ごとに職員が誘導
清掃中	各階ごとに職員が誘導
夜間	自宅待機 緊急メールで保護者に連絡

★校舎外では、早足で行動し、安全な避難場所に組別に整列。

★児童の安否確認 (不明者、負傷者の有無・程度、健康状況)を確認し、副校長に連絡。

「欠席 名、現在 名 異常ありません。」

※異常がある場合は状況報告。

**チェック1・所在不明者  
負傷者**

有り →

**対応3・所在不明者・負傷者**

★所在不明の児童がいる場合は、校長(副校長)の指示のもと、状況に応じて複数で搜索する。

(専科、事務、用務主事)

★負傷者がいる場合は、応急手当を行う。(養護)

**対応4・災害時の緊急措置を行う場合**

★保護者への連絡：緊急一斉メール・ホームページ(副校長・情報担当)

★引き渡しの場合は、教室に荷物を取りに戻らない。靴は上履きのまま。

★引き渡しの際は、出席簿等の名簿に記録する。

★火災の状況によっては、第三次避難場所(城北公園)に避難する。

教育委員会への連絡 3579-2643

### 3 災害対応 (3) 風水害対応

気象庁の情報から台風や大雪などが予測される

#### 対応1・前々日 情報の収集と連絡

- ★教育委員会からの連絡を受け、保護者あての予告通知を作成・配布する。(副校長)
- ★給食献立変更指示 (栄養士)

#### 対応2・前日 保護者あて通知・学校関係者への連絡

- ★教育委員会からの決定を受け、保護者あての通知を作成・配布する。(校長、副校長)  
必要に応じて、学校独自情報を付加  
あいキッズの状況、学校給食の状況を情報提供  
下校後や休業日の場合は、緊急連絡メールを登録者に配信
- ★決定内容を、学童擁護員、スクールガード、いたばし子ども見守り隊に連絡し、通学路の安全を確保する。(副校長、生活指導主任)
- ★緊急連絡メール配信 (副校長)
- ★緊急連絡メール未登録者への対応  
電話連絡 (担任)

#### 対応3・当日 学校ホームページ更新

- ★実施内容を学校のホームページにアップする。(副校長、情報担当)

### 対応のガイドライン

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報  
又は 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報

午前6時までに発令があった場合

**臨時休業（全日）**

在校時間内に発令があった場合

**学校待機**

警報が解除されるまで学校に待機し、その後下校する。  
下校時間帯等によっては、保護者への引き渡しとする。

その他の警報の場合

**通常授業**

自宅及び近隣の状況から、登校に支障がないと保護者の判断で、安全確認の上、登校  
登校する場合は、保護者等による付き添いを原則とする。  
登校できない場合でも、欠席扱いにはしない。

- ★教育委員会への状況報告 (校長)